Jトラスト
証券コード：　8508

第43回　定時株主総会

招集ご通知

開催日時	2019年６月26日（水曜日） 午前10時（受付開始午前9時より）
開催場所	東京都千代田区霞が関三丁目３番２号 新霞が関ビル　ＬＢ階 「灘尾ホール」
決議事項	第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役12名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件

郵送又はインターネットによる議決権行使期限
2019年６月25日（火曜日）午後６時まで
※詳細は３頁から４頁をご参照ください

目　次

■ 株主総会招集ご通知 …… 1
■ 株主総会参考書類 …… 5
（添付書類）
■ 事業報告 …… 20
■ 連結計算書類 …… 44
■ 計算書類 …… 46
■ 監査報告 …… 48

お土産の廃止について

本年よりご来場の株主の皆様へお配りしておりましたお土産の配布は廃止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード　8508
2019年６月11日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門一丁目７番12号
Ｊ　ト　ラ　ス　ト　株　式　会　社
代表取締役社長　藤　澤　信　義

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2019年６月25日（火曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時	2019年６月26日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時より）
２．場　　所	東京都千代田区霞が関三丁目３番２号 新霞が関ビル ＬＢ階　「灘尾ホール」 ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。
３．目的事項	報告事項　１.第43期（2018年４月１日から2019年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２.第43期（2018年４月１日から2019年３月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項　第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役12名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本定時株主総会にあたり添付すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

（掲載先　https://www.jt-corp.co.jp/）

①業務の適正を確保するための体制

②連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のものの他、この「業務の適正を確保するための体制」、「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様１名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますので、ご了承ください。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.jt-corp.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時　2019年６月26日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時より）

場 所　東京都千代田区霞が関三丁目３番２号
新霞が関ビル　ＬＢ階「灘尾ホール」

郵送で議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2019年６月25日（火曜日）午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使いただく場合

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限　2019年６月25日（火曜日）午後６時入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、
次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

（２）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によってはご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、2019年６月25日（火曜日）の午後６時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１） パソコン、携帯電話による方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（２）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、左記２．（１）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間 午前９時から午後９時まで、通話料無料）

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年としておりますが、グローバルな事業の一体運営の推進及び経営情報の適時・適切な開示による経営の透明化を図るため、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第39条及び第41条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第44期事業年度は、2019年４月１日から2019年12月31日までの９か月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第２章 株式	第２章 株式
第12条 （基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第12条 （基準日） 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
第７章 計算	第７章 計算
第39条 （事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	第39条 （事業年度） 当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。
第41条 （剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２ 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ３ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第41条 （剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ２ 当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 ３ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
	附　則
（新設）	（事業年度変更に伴う経過措置） 第１条 第39条（事業年度）の規定にかかわらず、第44期事業年度は、2019年12月31日までの９ヶ月間とする。
（新設）	（事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置） 第２条 第41条（剰余金の配当の基準日）の規定にかかわらず、第44期事業年度の中間配当の基準日は９月30日とする。
（新設）	（附則の有効期限） 第３条 本附則第１条から本条までの規定は、第44期事業年度経過後は、これを削除する。

第２号議案　取締役12名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（14名）は任期満了となります。

つきましては、取締役12名（再任11名、新任１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	候補者属性
1	藤澤信義（ふじさわ のぶよし）	代表取締役社長	最高執行役員	再任
2	千葉信育（ちば のぶいく）	代表取締役専務	執行役員 インドネシア金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当	再任
3	足立伸（だち のびる）	専務取締役	執行役員 グローバルバンキング推進担当兼海外法務担当	再任
4	熱田龍一（あつた りゅういち）	取締役	執行役員　財務部長	再任
5	常陸泰司（ひたち たいじ）	取締役	執行役員　経理部長	再任
6	西川幸宏（にしかわ ゆきひろ）	取締役	執行役員　経営企画部長兼法務部門担当	再任
7	飯森義英（いいもり よしひで）	取締役	執行役員　総務部長	再任
8	井口文雄（いぐち ふみお）	常勤監査役	－	新任
9	五十嵐紀男（いがらし のりお）	社外取締役	－	再任　社外　独立
10	水田龍二（みずた りゅうじ）	社外取締役	－	再任　社外　独立
11	金子正憲（かねこ まさのり）	社外取締役	－	再任　社外　独立
12	石坂匡身（いしざか まさみ）	社外取締役	－	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	 ふじ さわ のぶ よし 藤澤信義 （1970年１月17日生） 再任 ■当期における取締役会出席状況 21回／21回（100%） ■所有する当社株式の数 14,907,272株	2007年８月　かざか債権回収株式会社（現パルティール債権回収株式会社）代表取締役会長 2008年６月　当社代表取締役会長 株式会社マスワーク（現キーノート株式会社）取締役 2010年６月　当社取締役 アドアーズ株式会社（現株式会社KeyHolder）取締役 2010年10月　当社取締役最高顧問 2011年５月　アドアーズ株式会社（現株式会社KeyHolder）代表取締役会長 2011年６月　当社代表取締役社長 2013年10月　JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長（現任） 2014年１月　親愛貯蓄銀行株式会社(現ＪＴ親愛貯蓄銀行株式会社)会長 2014年５月　アドアーズ株式会社（現株式会社KeyHolder）取締役会長 2014年９月　LCD Global Investments LTD.(現AF Global Limited.）取締役 2015年３月　ＪＴキャピタル株式会社理事会長（現任） 2015年６月　PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事 アドアーズ株式会社（現株式会社KeyHolder）取締役（現任） 当社代表取締役社長 最高執行役員（現任） 2017年３月　株式会社デジタルデザイン（現SAMURAI&J PARTNERS株式会社）社外取締役
	取締役候補者とした理由 同氏は、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識を有しており、当社の代表取締役社長として当社グループを成長に導いた強力なリーダーシップと実績に裏付けられた決断力・実行力により、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
2	 千葉信育（ちばのぶいく） （1973年２月21日生） 再任 ■当期における取締役会出席状況 21回／21回（100%） ■所有する当社株式の数 467,208株	2008年６月　当社取締役副社長 2009年３月　株式会社ステーションファイナンス(現株式会社日本保証)代表取締役社長 2009年５月　Ｊトラストシステム株式会社取締役 2009年10月　当社取締役副社長執行役員Ｊトラストフィナンシャルサービス株式会社（現株式会社日本保証）担当 2010年６月　当社代表取締役社長 Ｊトラストフィナンシャルサービス株式会社（現株式会社日本保証）取締役会長 2011年５月　株式会社ロプロ（現株式会社日本保証）取締役 2011年６月　当社代表取締役副社長 2011年８月　ＫＣカード株式会社(現Ｊトラストカード株式会社)代表取締役会長 2012年８月　親愛株式会社（現ＪＴ親愛貯蓄銀行株式会社）理事 2012年10月　当社取締役 KCカード株式会社（現Ｊトラストカード株式会社）取締役 2015年１月　Ｊトラストカード株式会社代表取締役社長 2015年３月　ＪＴキャピタル株式会社代表理事 2015年６月　当社代表取締役専務執行役員 韓国金融事業担当兼経営企画部広報・IR部門担当 2016年６月　当社代表取締役専務 執行役員 韓国金融事業担当兼広報・ＩＲ部門担当 2018年６月　当社代表取締役専務 執行役員 韓国金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA理事 2018年９月　PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事(現任) PT Bank JTrust Indonesia Tbk.理事（現任） 2018年10月　PT OLYMPINDO MULTI FINANCE(現PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE）代表理事（現任） 2019年３月　当社代表取締役専務 執行役員 インドネシア金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社代表取締役としての担当職務を含む当社業務全般に精通し、インドネシア現地法人の代表職を務めるなど当社グループの経営に大きく寄与していることから、今後の当社グループの経営全体を牽引していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
3	 足立（あだち） 伸（のびる） （1958年３月21日生） 再任 ■当期における取締役会出席状況 19回／21回（90.5％） ■所有する当社株式の数 56,800株	1980年４月　大蔵省（現財務省）入省 1986年７月　尾道税務署長 1997年６月　大臣官房秘書課財務官室長 1999年６月　主計局主計官 2002年６月　国際局調査課長 2004年６月　財務総合研究所研究部長 2005年６月　函館税関長 2006年４月　株式会社ジャスダック証券取引所（現株式会社東京証券取引所）執行役員 2006年６月　同社執行役 2008年10月　ＥＴＦセキュリティーズ日本における代表 2011年10月　株式会社日本ＭＡソリューション代表取締役会長 2013年４月　当社入社 顧問 2013年６月　当社常務取締役 2014年６月　当社代表取締役専務経営管理部担当 2014年12月　PT Bank Mutiara Tbk.（現PT Bank JTrust Indonesia Tbk.）代表理事（現任） 2015年１月　ＪＴ貯蓄銀行株式会社理事 2015年６月　当社代表取締役専務執行役員 インドネシア銀行事業担当兼グローバルバンキング推進担当 2015年10月　当社取締役専務執行役員 インドネシア銀行事業担当兼グローバルバンキング推進担当 2016年６月　当社専務取締役 執行役員 グローバルバンキング推進担当兼海外法務担当（現任） 2018年３月　JTRUST ASIA PTE.LTD. 取締役（現任）
	取締役候補者とした理由 同氏は、当社取締役としての担当職務を含む当社業務全般に精通し、インドネシア現地法人の代表職を務めるなど当社グループの経営に大きく寄与していることから、豊富な経験と知識に基づくグローバルで多様な視点を経営に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
4	 熱田龍一（あつた りゅういち） （1964年1月1日生） 再任 ■当期における取締役会出席状況 21回／21回（100%） ■所有する当社株式の数 22,000株	1987年4月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 1991年1月　同行国際資金部為替ディーラー 1996年3月　同行ニューヨーク支店チーフディーラー 2001年4月　バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店入行 2003年3月　同行マネージングディレクター為替資金本部長 2010年6月　香港上海銀行入行 2012年3月　同行マネージングディレクター トレーディング部長 2015年9月　当社入社 執行役員経営企画部新規事業担当 2016年4月　当社執行役員財務部部長 2016年12月　当社執行役員財務部長 2017年4月　ハイライツ・エンタテインメント株式会社取締役 2017年6月　当社取締役 執行役員 財務部長（現任）
	取締役候補者とした理由 同氏は、財務部門担当役員としての任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な経験と高度な知識を有しており、職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
5	 常陸泰司（ひたち たいじ） （1976年11月28日生） 再任 ■当期における取締役会出席状況 21回／21回（100%） ■所有する当社株式の数 1,000株	1998年４月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2001年４月　公認会計士登録 2008年11月　株式会社フロックス（現株式会社クレディア）入社 2011年10月　当社入社 経理部長 2012年１月　当社経理企画部長 2013年６月　当社取締役経理企画部長 2015年１月　Ｊトラストカード株式会社取締役 2015年６月　当社執行役員経理部長 2016年６月　当社取締役 執行役員 経理部長（現任）
	取締役候補者とした理由 同氏は、経理部門担当役員としての任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な経験と高度な知識を有しており、職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
6	 西川幸宏（にしかわ ゆきひろ） （1972年12月9日生） 再任 ■当期における取締役会出席状況 21回／21回（100%） ■所有する当社株式の数 14,000株	1995年４月　株式会社クレディア入社 2008年10月　株式会社フロックス（現株式会社クレディア）入社 2011年５月　当社入社 2011年６月　当社取締役法務部長兼人事部長兼総務部担当 2012年11月　当社取締役法務部長兼総務部担当 2012年12月　当社取締役法務部長 2013年６月　当社法務部長 NLバリューキャピタル株式会社代表取締役（現任） 2014年７月　当社経営管理部長 2014年10月　アイ電子株式会社（現ハイライツ・エンタテインメント株式会社）監査役 2015年１月　当社経営管理部長兼経営戦略部部長 2015年６月　当社執行役員経営企画部長兼法務部門担当 2015年７月　株式会社日本保証取締役 2016年６月　当社取締役 執行役員 経営企画部長兼法務部門担当（現任） 2018年７月　Capital Continent Investment NBFI（現J Trust Credit NBFI）取締役（現任）
	取締役候補者とした理由 同氏は、法務部門担当役員としての任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な経験と高度な知識を有しており、職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
7	 飯森義英（いいもり よしひで） （1956年12月2日生） 再任 ■当期における取締役会出席状況 20回／21回（95.2％） ■所有する当社株式の数 26,000株	1980年４月　国内信販株式会社(現Ｊトラストカード株式会社)入社 2006年６月　楽天KC株式会社(現Ｊトラストカード株式会社)執行役員 2011年８月　ＫＣカード株式会社(現Ｊトラストカード株式会社)常務取締役 2012年３月　同社取締役 2012年12月　同社常務取締役 2014年７月　ケーシー株式会社（現ワイジェイカード株式会社）取締役 2015年１月　ワイジェイカード株式会社入社 コンプライアンス本部本部長 2015年２月　当社入社 経営管理部長 Ｊトラストカード株式会社取締役 2015年６月　Ｊトラストカード株式会社代表取締役社長(現任) 当社執行役員経営管理部長兼内部統制・監査室長 2015年11月　当社執行役員経営管理部長 2016年６月　当社取締役 執行役員 経営管理部長 2017年11月　当社取締役 執行役員 人事総務部長 2018年６月　株式会社日本保証取締役(現任) ハイライツ・エンタテインメント株式会社監査役 2018年10月　キーノート株式会社代表取締役社長(現任) 2018年12月　当社取締役 執行役員 総務部長(現任)
	取締役候補者とした理由 同氏は、総務部門担当役員としての任務を通じて当社の事業活動に関して豊富な経験と高度な知識を有しており、職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
8	 井口文雄（いぐち ふみお） （1956年２月14日生） 新任 ■当期における取締役会出席状況 21回／21回（100％） ■所有する当社株式の数 0株	1978年４月　株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1999年６月　同行エクイティマネジメント部長 2001年４月　同行ポートフォリオマネジメント部長 2002年12月　同行東京中央法人営業第二部長 2004年７月　同行業務監査部上席考査役 2005年10月　独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構入構 企画部担当部長 2006年８月　日本NCR株式会社（現日本テラデータ株式会社）入社 金融ソリューション事業部シニア・コンサルタント 2007年10月　国際投信投資顧問株式会社（現三菱UFJ国際投信株式会社）入社 内部監査部シニアマネージャー 2008年６月　同社コンプライアンス部長 2012年４月　同社ディスクロージャー部長 2014年11月　同社コンプライアンス部担当部長 2015年11月　当社入社 内部統制・監査室長 2017年６月　Ｊトラストカード株式会社監査役（現任） 当社常勤監査役（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年の経験により培われた金融機関等の実務及び内部監査業務等に係る幅広い知識を有しております。さらに、2017年６月からは当社常勤監査役として、積極的に意見、提言等を行い、当社の企業価値向上に貢献しており、このような実績を踏まえ当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
9	 五十嵐（いがらし） 紀男（のりお） （1940年８月30日生） 再任　社外　独立 ■当期における取締役会出席状況 18回／21回（85.7%） ■所有する当社株式の数 20,000株	1966年４月　検事任官（東京地方検察庁） 1991年１月　東京地方検察庁特別捜査部長 1993年７月　最高検察庁検事 1993年９月　大分地方検察庁検事正 1995年４月　最高検察庁検事 1996年１月　宇都宮地方検察庁検事正 1997年６月　千葉地方検察庁検事正 1998年７月　横浜地方検察庁検事正 2000年５月　公証人任官（八重洲公証役場） 2010年５月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 山田・尾﨑法律事務所客員弁護士（現任） 2014年６月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

同氏は、東京地方検察庁特別捜査部長、最高検察庁検事などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

現在、同氏は当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
10	 水田龍二（みずたりゅうじ） （1952年１月７日生） 再任　社外　独立 ■当期における取締役会出席状況 20回／21回（95.2％） ■所有する当社株式の数 0株	1974年４月　警察庁入庁 1994年７月　宮崎県警察本部長 1996年３月　中国管区警察局総務部長 1996年８月　警察庁教養課長 1998年８月　岐阜県警察本部長 2000年４月　関東管区警察局公安部長 2000年８月　公安調査庁第一部長 2002年８月　静岡県警察本部長 2004年８月　特殊法人日本小型自動車振興会（現公益財団法人ＪＫＡ）理事 2006年３月　九州管区警察局長 2009年６月　財団法人全国防犯協会連合会（現公益財団法人全国防犯協会連合会）専務理事 2012年７月　住友生命保険相互会社顧問 2014年６月　当社社外取締役（現任） 2017年７月　株式会社オオバ顧問（現任）

社外取締役候補者とした理由

同氏は、警察庁における要職を歴任された豊富な経験と反社会的勢力排除を含む危機管理等に関する幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

現在、同氏は当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
11	 かねこ まさのり 金子正憲 （1955年５月22日生） 再任　社外　独立 ■当期における取締役会出席状況 20回／21回（95.2％） ■所有する当社株式の数 5,000株	1978年４月　株式会社山口相互銀行（現株式会社西京銀行）入行 1995年４月　同行人事部厚生課長兼人材開発課長 1997年４月　同行桜木支店長 2000年４月　同行玖珂支店長 2002年４月　同行総務人事部秘書グループ主任調査役 2004年４月　同行下松支店長 2006年４月　同行内部統制対策室主任調査役 2008年６月　同行監査部長 2010年４月　同行監査役室長 2011年６月　同行常勤監査役 2015年６月　同行参与（現任） 当社社外取締役（現任） 2015年９月　西京インテリジェンスパートナーズ株式会社代表取締役社長 株式会社西京総研代表取締役社長 株式会社ほけんeye西京取締役 2015年10月　株式会社西京総研代表取締役会長 2017年６月　西京リース株式会社監査役（現任） 株式会社ほけんeye西京監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

同氏は、株式会社西京銀行の役員として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

現在、同氏は当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
12	 石坂匡身（いしざか まさみ） （1939年12月５日生） 再任　社外　独立 ■当期における取締役会出席状況 15回／15回（100％） （2018年6月就任後） ■所有する当社株式の数 0株	1963年４月　大蔵省(現財務省)入省 1982年６月　主計局調査課長 1982年11月　大蔵大臣秘書官事務取扱 1985年６月　理財局資金第一課長 1986年６月　大臣官房調査企画課長兼財政金融研究所次長 1987年11月　大臣官房文書課長 1988年６月　名古屋国税局長 1989年６月　大臣官房審議官（主税局担当） 1992年７月　証券取引等監視委員会事務局長 1993年６月　理財局長 1994年７月　環境庁(現環境省)企画調整局長 1995年７月　環境事務次官 1996年７月　自動車保険料率算定会（現損害保険料率算出機構）副理事長 1998年７月　石油公団（現独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）副総裁 2004年７月　一般社団法人日本損害保険協会副会長 2005年５月　イオン株式会社社外取締役 2007年９月　財団法人大蔵財務協会(現一般財団法人大蔵財務協会)理事長 2008年６月　株式会社みずほフィナンシャルグループ社外監査役 2013年６月　株式会社みずほ銀行社外監査役 2016年８月　一般財団法人大蔵財務協会顧問（現任） 2017年７月　当社顧問 2018年６月　当社社外取締役（現任）
	社外取締役候補者とした理由 同氏は、大蔵省理財局長、環境事務次官などの要職を歴任しており、退官後は上場会社の社外取締役、社外監査役として企業経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。 現在、同氏は当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．社外取締役候補者に関する特記事項
(1)当社は五十嵐紀男、水田龍二、金子正憲、石坂匡身の４氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。４氏の再任が承認された場合は、４氏との当該契約を継続する予定であります。
(2)当社は五十嵐紀男、水田龍二、金子正憲、石坂匡身の４氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。４氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き４氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役小島高明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
 小島高明（こじまたかあき） （1947年２月19日生） 再任　社外 ■当期における取締役会出席状況 20回／21回（95.2％） ■当期における監査役会出席状況 13回／14回（92.9％） ■所有する当社株式の数 30,000株	1971年 4月　外務省入省 1984年 7月　大蔵省（現財務省）主計局主査（郵政担当） 1987年 7月　外務省条約局国際協定課長 1989年 7月　在中華人民共和国日本国大使館参事官 1992年 7月　在英国日本国大使館参事官 1995年 1月　同大使館公使 1995年 4月　外務省外務大臣官房参事官兼領事移住部 1997年 7月　公正取引委員会官房審議官 1999年 7月　駐サンパウロ日本国総領事 2001年 7月　在アメリカ合衆国日本国大使館公使 2002年 4月　外務省国際情報局長 2004年 7月　シンガポール共和国駐箚特命全権大使 2007年 9月　オーストラリア連邦駐箚特命全権大使 2010年 7月　外務省国際テロ対策担当大使 2011年 10月　シンガポール東南アジア研究所客員シニアフェロー 2013年 4月　リベラ株式会社顧問（現任） 2015年 4月　シンガポール国立大学兼任教授（現任） 2015年 6月　当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、外務省にて培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識や特命全権大使その他の要職を歴任された豊富な経験を有し客観的な見地からご意見やご提言をいただくことで、当社グループ企業全体の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

現在、同氏は当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。

（注）１.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.当社は、小島高明氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
小島高明氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の堅調な景気拡大にけん引され緩やかな回復が見られるものの、長期化する米中の貿易摩擦問題や減速傾向にある中国経済、英国のＥＵ離脱問題、さらには新興国での急激な為替変動等、先行きは依然として不透明な状況で推移しております。一方、わが国経済においては、政府による経済再生に向けた各種政策の効果により企業収益が改善され、雇用・所得環境も改善傾向が見られるなど、緩やかな回復基調にありますが、米中の貿易摩擦問題がもたらす今後の影響が懸念されております。また、アジア地域においても、韓国では、北朝鮮問題にあまり進展が見られず、経済面でも好調な輸出に支えられ堅調に推移するも、物価高や、依然高い失業率を背景とする雇用問題など経済、労働面で課題を抱えている状況にあります。また、インドネシアでは、落着いた物価や政府による低所得家計向け給付金の支出等により家電製品や運輸･通信等の消費が加速しており､足元では内需にけん引され景気が堅調に拡大しています。

このような環境のなか、当社グループでは、今後の世界経済やわが国経済の変化を先取りして、事業の転換を図っていくことが不可欠であるとの認識の下、特に大きな経済成長が今後も期待できるアジア地域において事業を拡大するとともに、そのネットワーク化によるシナジー効果が最大限に発揮できる事業展開を図るなど、更なる経営基盤強化と持続的な成長の実現に向けた取り組みを行っております。当連結会計年度においても、銀行業を中心とした持続的な利益拡大を目指して、日本国内外において、積極的に企業価値の向上や事業基盤の強化等に取り組んでまいりました。

①　日本での事業展開について

株式会社日本保証（以下、「日本保証」という。）は、2018年４月に、株式会社ＳＢＪ銀行と、2018年７月に、湘南信用金庫と新たに保証業務提携契約を締結いたしました。また、海外不動産担保ローンに対する保証に関しても、2017年12月に株式会社西京銀行との間で開始した保証の対象エリアの拡大を図ったほか、2018年11月に、海外の不動産への投資を検討する顧客に対して金融及び不動産分野における利便性の高いサービスの提供を目的として､リストインターナショナルリアルティ株式会社と業務提携契約を締結いたしました。

また、2019年３月に新たに株式会社ＳＢＪ銀行と海外不動産担保ローンに対する保証業務を開始いたしました。

株式会社ＫｅｙＨｏｌｄｅｒ（以下、「キーホルダー」という。）は、売却した総合エンターテインメント施設運営業務に代わる新たな業務として、ライブ・エンターテインメント業務、テレビ番組制作業務を開始し、それぞれ株式会社ＫｅｙＳｔｕｄｉｏ（以下、「ＫＳ」という。）、株式会社ＫｅｙＰｒｏｄｕｃｔｉｏｎ（以下、「ＫＰ」という。）を設立いたしました。さらに、2019年２月に簡易株式交換により広告企画開発事業、タレント・キャスティング事業、デジタルコンテンツ事業を営む株式会社allfuzの取得を決議したほか、2019年３月に子会社の株式会社ＳＫＥ（以下、「ＳＫＥ」という。）がアイドルグループ「ＳＫＥ４８」の事業を承継し営業を開始、また、テレビ番組制作業務を営むフーリンラージ株式会社の株式取得のための株式譲渡契約を締結いたしました。

一方で、当社グループは、2018年10月に、事業の選択と集中の観点からハイライツ・エンタテインメント株式会社（以下、「ハイライツ・エンタテインメント」という。）の株式及び貸付債権を譲渡いたしました。

② 海外での事業展開について

当社グループは、成長戦略の一環として、主に東南アジアにフォーカスした事業の拡大を目指して、銀行業及びファイナンス事業を中心に積極的にＭ＆Ａを行っており、これまで当社グループが日本、韓国そしてインドネシアで培ってきた、特にリテール分野での金融事業のノウハウを対象国における金融事業に活かせるものと考えております。当連結会計年度におけるＭ＆Ａ案件の進捗は以下のとおりであります。

1）2018年10月、JTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Ｊトラストアジア」という。）は、インドネシアの中古車ローンのマルチファイナンスを主たる事業とするPT OLYMPINDO MULTI FINANCE（現　PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE、以下、「ＪＴＯ」という。）についてオーナー及びその親族からの株式取得並びにＪＴＯが第三者割当増資により発行する新株式の引受を完了し、発行済株式の60％を取得いたしました。

2）2018年５月、Ｊトラストアジアは、モンゴルにおけるファイナンス事業会社であるCapital Continent Investment NBFI（現　Ｊ Trust Credit NBFI、以下、「ＪＴＭ」という。）の全株式をジャパンポケット株式会社から取得いたしました。また、ＪＴＭは同年12月に株式会社ビィ・フォアードとモンゴルにおける自動車ローン商品販売事業及び中古車販売事業者向けの資金融資に係る業務提携契約を締結いたしました。

3）2018年５月、当社は、カンボジアの商業銀行であるANZ Royal Bank（Cambodia）Ltd.についてANZ Funds Pty Ltd.から発行済株式の55％の株式取得を決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。

また、当連結会計年度におけるＪトラストアジアによるGroup Lease PCL（以下、「ＧＬ」という。）とその関連法人、及び此下益司氏（ＧＬ元最高経営責任者（ＣＥＯ）、以下、「此下氏」という。）らとの訴訟については、タイにおいて、偽計取引に係る補償請求やＧＬ

に対する会社更生の申立などの訴訟を提起しており、シンガポールにおいて、此下氏やGroup Lease Holdings Pte Ltdなどに対し、共同不法行為を原因とする損害賠償請求訴訟をシンガポール高等裁判所に提起しているほか、英領バージン諸島、キプロスにおいても、此下氏や関連法人等に対して、訴訟を提起しております。なお、英領バージン諸島において、此下氏及び関連法人等が提起していた資産凍結命令及び管財人選任決定の棄却を求める控訴について、2018年12月18日に最高裁判所上訴法廷がいずれの控訴も棄却しております。

以上の結果、当連結会計年度における営業収益は74,935百万円（前期比0.8％増）、営業損失はPT Bank JTrust Indonesia Tbk.（以下、「Ｊトラスト銀行インドネシア」という。）において、買収前からのレガシーを含む不良債権を一括で処理したことや、現在係争中のＪトラストアジアが保有するＧＬに対する債権の全額について貸倒引当金繰入額を計上したこと等により32,600百万円（前期は4,759百万円の営業利益）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期損失はハイライツ・エンタテインメントの株式及び貸付債権の譲渡に伴う損失を計上したこと等により36,107百万円（前期は731百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失）となりました。

なお、当社グループは、前第４四半期連結会計期間においてアドアーズ株式会社の全株式を譲渡いたしました。また、当連結会計年度にハイライツ・エンタテインメントの株式及び貸付債権を譲渡いたしました。IFRS第５号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」では、すでに処分されたか又は売却目的保有に分類されている企業の構成単位で独立の主要な事業分野を表すものについては、非継続事業として開示することとなるため、当該事業について非継続事業として分類し、それに伴い、比較年度の「営業収益」及び「営業利益」につきましては、非継続事業を差し引いた継続事業から生じた金額を表示しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、文中の営業債権の残高につきましては、貸倒引当金控除前の残高で記載しております。

① 日本金融事業

信用保証業務につきましては、主に日本保証が、国内の債権回収業務につきましては、主に日本保証、パルティール債権回収株式会社が、クレジット・信販業務につきましては、Ｊトラストカード株式会社が、そして、その他の金融業務につきましては、日本保証が行っております。

債務保証残高は、無担保貸付に対する保証では18,019百万円（前期比11.4％増）、有担保貸付に対する保証では賃貸住宅ローン保証や海外不動産担保ローン保証が増加したことにより184,791百万円（前期比47.0％増）となり、債務保証残高の合計では202,810百万円（前期比42.9％増）となりました。また、商業手形は大口割引の実行により2,168百万円（前期比164.5％増）、買取債権残高は14,562百万円（前期比12.0％増）、割賦立替金残高は2,650百万円（前期比16.6％増）とそれぞれ増加いたしましたが、営業貸付金は2,099百万円（前期比16.5％減）と減少いたしました。

営業収益は債権回収業務における利息収益が順調に増加したこと等から、10,701百万円（前期比17.2％増）、セグメント利益は4,251百万円（前期比2.0％増）となりました。

② 韓国及びモンゴル金融事業

韓国において、ＪＴ親愛貯蓄銀行株式会社及びＪＴ貯蓄銀行株式会社が貯蓄銀行業務を、ＪＴキャピタル株式会社が割賦業務及びリース業務を、そして、ＴＡ資産管理貸付株式会社がＮＰＬ債権（Non-Performing Loan：不良債権）の買取及び回収業務を行っております。また、モンゴルにおいて、ＪＴＭが金融業務を行っております。

銀行業における貸出金は総量規制が当連結会計年度においても継続されている中、一部条件付で緩和されている中金利商品（20.0％未満の債権）を中心に増加し277,940百万円（前期比4.1％増）、買取債権残高は3,165百万円（前期比23.7％増）と増加いたしましたが、営業貸付金はＪＴＭの連結取り込みにより増加したものの、債権回収やＮＰＬ債権売却により60,001百万円（前期比1.6％減）となりました。

営業収益は貯蓄銀行業務における利息収益が順調に増加したこと等から39,662百万円（前期比10.6％増）、セグメント利益は4,880百万円（前期比37.3％増）となりました。

③ 東南アジア金融事業

インドネシアにおいて、Ｊトラスト銀行インドネシアが銀行業務を行っております。また、PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIAが債権回収業務を、ＪＴＯが自動車、農機具等のファイナンス業務を行っております。

Ｊトラスト銀行インドネシアにおいて、買収前からのレガシーを含む不良債権を一括して処理したことにより、銀行業における貸出金は、66,969百万円（前期比26.2％減）、買取債権残高は14,422百万円（前期は773百万円）となりました。また、ＪＴＯの連結取り込みにより営業貸付金は5,991百万円（前期は零）となりました。

営業収益はＪトラスト銀行インドネシアにおいて銀行業における貸出金が減少したことに伴い利息収益が減少したこと等から13,025百万円（前期比4.1％減）となりました。また、セグメント損失はＪトラスト銀行インドネシアにおいて、不良債権を一括して処理したこと等により貸倒費用が増加し17,712百万円（前期は1,545百万円のセグメント利益）となりました。

④ 総合エンターテインメント事業

総合エンターテインメント事業につきましては、主にＫＳがライブ・エンターテインメント業務を、ＫＰがテレビ番組制作業務を、ＳＫＥが芸能プロダクション運営業務を行っております。

全て当連結会計年度からの稼動であり、新規事業立ち上げにかかる営業費用、販売費及び一般管理費の経費負担が大きく、営業収益は1,520百万円（前期は零）、セグメント損失は15百万円（前期は零）となりました。

なお、主に遊技機並びに遊技機の周辺機器に関するコンピュータシステム等の開発・製造・販売業務を行っていたハイライツ・エンタテインメントにつきましては2018年10月１日付けで譲渡いたしました。これにより、同社を非継続事業に分類するとともに、連結子会社から除外しております。

⑤　不動産事業

不動産事業につきましては、主にキーノート株式会社（以下、「キーノート」という。）が、不動産アセット業務につきましてはキーホルダーが行っております。

営業収益は戸建分譲において引渡しは堅調に推移したものの、不動産売却に伴う賃貸料収入の減少等により6,441百万円（前期比7.6％減）、セグメント利益は事業規模拡大のための各種施策を実施したことによる原価や販売費及び一般管理費が増加したこと等により91百万円（前期比86.1％減）となりました。

⑥　投資事業

投資事業につきましては、主にＪトラストアジアが投資事業及び投資先の経営支援を行っております。

営業収益は、前連結会計年度にＧＬ転換社債の取消に伴う債権分類変更による収益をその他の営業収益に計上したことに対して減少し1,214百万円（前期比84.0％減）となり、セグメント損失は現在係争中のＪトラストアジアが保有するＧＬに対する債権の全額について貸倒引当金繰入額を計上したこと等により20,568百万円（前期は2,852百万円のセグメント損失）となりました。

⑦　その他の事業

その他の事業につきましては、主にＪトラストシステム株式会社が当社グループのシステム開発、コンピュータの運用及び管理業務を行っております。また、キーノートが商業施設建築事業を行っております。

キーノートの商業施設建築事業における受注が好調に推移したこと等から、営業収益は3,227百万円（前期比59.5％増）、セグメント利益は39百万円（前期比31.0％減）となりました。

⑵　設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資の総額は9,784百万円であります。

内訳としては、日本金融事業において129百万円、韓国及びモンゴル金融事業において872百万円、東南アジア金融事業において4,501百万円、総合エンターテインメント事業において2,717百万円、不動産事業において８百万円、投資事業において18百万円、その他の事業において1,224百万円、全社（共通）において312百万円であります。

⑶　資金調達の状況

当連結会計年度末における資金調達残高は、割引手形1,130百万円、社債30,436百万円、借入金54,435百万円、銀行業における預金437,010百万円、総合計残高は523,013百万円であります。

⑷　財産及び損益の状況の推移

①日本基準

区　　分	第40期 (2016年3月期)	第41期 (2017年3月期)	第42期 (2018年3月期)	第43期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
営業収益	75,478百万円	85,031百万円	－	－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△5,712百万円	△9,876百万円	－	－
1株当たり当期純損失（△）	△49.65円	△92.82円	－	－
純資産	168,656百万円	151,663百万円	－	－
総資産	508,659百万円	608,650百万円	－	－

②国際財務報告基準（IFRS）

区　　分	第40期 (2016年3月期)	第41期 (2017年3月期)	第42期 (2018年3月期)	第43期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
営業収益	－	66,453百万円	74,321百万円	74,935百万円
親会社の所有者に帰属する当期損失（△）	－	△1,270百万円	△731百万円	△36,107百万円
基本的1株当たり当期損失（△）	－	△11.94円	△7.11円	△349.70円
資本合計	－	155,913百万円	150,776百万円	110,727百万円
資産合計	－	619,865百万円	656,961百万円	668,377百万円

（注）1．当社は第42期より従来の「日本基準」に替えて「国際財務報告基準（IFRS）」を適用しております。
　　2．当連結会計年度において、ハイライツ・エンタテインメント株式会社を非継続事業に分類しております。そのため、第42期の「営業収益」は組替えて表示しております。

⑸　対処すべき課題

①　会社の経営の基本方針

当社は、「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなるときも迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様とともに世界の未来を創造します。」を企業理念として掲げております。

②　経営方針

「既成概念にとらわれないファイナンシャルサービスを提供する企業体を目指す」のビジョンのもと、景気動向に業績が左右されない銀行業、債権買取回収事業を中核とする総合金融サービスを目指してまいります。収益モデルにつきましては、特に韓国に代表されるように規制の影響が少なからずある中で、各国の規制の変更に柔軟に対応しつつ、持続的に事業拡大が望める銀行業からの利益貢献を中心とすることにより利益確保を図ってまいります。また、経済成長を遂げる東南アジアにおいてリテールファイナンスを制覇することを目標に掲げ、銀行業及びデポジット（預金）のとれるファイナンス事業を中心に積極的にＭ＆Ａを行ってまいります。さらには、コンプライアンスやガバナンスを第一に考えた経営を機軸におき、お客様に付加価値の高い金融サービスを提供するなど地域とともに共存共栄で発展していく企業体を目指してまいります。

③　中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

（日本金融事業）

信用保証業務では、既存の債務保証残高からの安定的な保証料収入をベースとして、海外不動産担保ローン等の不動産担保ローンに対する保証事業やリバースモーゲージ型商品等の保証事業を中心とした事業を展開してまいります。当連結会計年度に主力であったアパートローン保証は、サブリース案件など不動産業界で起きた問題を契機に金融機関の融資姿勢の変化から新規実行が急激に減少し、今後、保証残高の増加は見込めない状況にあります。しかしながら、実行済みのアパートローン保証の主な投資主体と投資目的は、サラリーマン投資家によるアパート投資であり、立地条件や利回りにこだわるため、必然的に、東京・大阪・名古屋・福岡を中心とする大都市圏限定で、駅徒歩圏内、新築案件が多くなっており、入居率は約98％と高く、現在まで保証履行も延滞も無い状態で推移しています。また、新規契約はありませんが、アパートローンの保証残高は2019年３月末で152,563百万円と積みあがっており、今後も保証料収入は安定的に計上される予定です。海外不動産担保ローンに対する保証は米国ハワイ州を中心とする不動産の購入者に対して銀行が円で融資を行い、その融資金額に対して保証するものです。現在は株式会社西京銀行、株式会社SBJ銀行の二行ですが、対象者は富裕層が多く、今後、他の金融機関も興味を示すところが増えて行くものと思われます。リバースモーゲージ型商品等の保証は、昨今の高齢者世帯が増加し、老後の安定した生活の困難さが社会問題化する中、解決策の一つとして注目されているもので、当社グループでは電鉄系不動産会社、地域金融機関等との連携による地域経済活性化を進め、対象となる案件の発掘に努めてまいります。

債権回収業務では、全体の市場規模が縮小する中、信販リース部門の市場は増加が続いており、キャッシュレス決済が今後進んでいけば、市場に出回る債権も更に増えるものと考えております。ネット系のカード会社などは、自社で回収しようというビジネスモデルではないため、当社グループが当該債権を買取ることによってアセットの増加を図ってまいります。今後も当社グループの高い回収力をバックに高い値付けをすることにより安定的・継続的な仕入れを実現し事業拡大を図ってまいります。

（韓国及びモンゴル金融事業）

韓国においては、毎年のように規制強化が繰り返されており、直近では2018年１月から個人回生弁済期間が５年から３年に短縮され、さらに2018年２月に法定最高金利が27.9％から24.0％に引き下げられました。現大統領は法定最高金利の20％までの引き下げを公約としていることから任期中にもう一段の引き下げの可能性もあります。貯蓄銀行業においては、個人信用貸付の総量規制が2019年度も継続される見込みであります。ただし、中金利商品（2019年は、平均金利16％、１件でも19.5％を超える債権がないことが条件。）は総量規制外とされるなど、緩和された面もあります。キャピタル業においても割賦・リース債権の引当率がその他債権と同等水準に引き上げられ、高金利債権（金利20％以上）の引当率30％追加ルールも継続されております。また、貸付業務営為比率規制（30％ルール）における規制対象が、個人信用貸付のほか貸付業者に対する貸付も含む内容に規制強化がなされました。

このような規制強化の中、韓国４社（韓国金融グループ）では目標として緩やかな成長をかかげ「量の成長」から「質の成長」を目指し、バランスの取れたRisk-Returnを目標に一定の資産規模を維持し、資産内容の質的な向上を追及してまいります。そのため個人信用貸付顧客の質的向上については、他社に先立ち中金利商品を主力として、徹底した顧客属性分析によりTargetを定め、Target顧客との安定的な関係を維持して行くための手法（Retentionマーケティング）を強化してまいります。また、Fintechを活用した審査システムを導入し、個人信用貸付の審査時間と費用を削減、継続的な審査基準のアップデートを行ってまいります。また、審査の基本に徹し、資金の必要性、担保の流動性を重視してまいります。さらに債権回収システムの強化にも努め、人員拡充や教育など量的拡大はもちろん、事前モニタリングや法的措置など能動的な債権回収活動を職員各人に意識付けてまいります。

債権回収業においては、韓国の景気低迷により、不良債権が急激に増加する可能性が拡大しています。市場環境の悪化はむしろＴＡ資産管理貸付株式会社にとっては大きな好機であると考えており、今後、高い回収力と遵法性を背景に債権残高を積み増してまいります。

（東南アジア金融事業）

インドネシアのルピア相場については直近では安定してきており、今後、インドネシア中央銀行が緩和策を進め、流動性の拡大を図るとの見方であることから、2019年度の銀行全体の貸出残高の伸びは2018年（10％～12％）以上の伸びになると予想されています。また、銀行業界のデジタル化やFintech企業の伸びも予想され、銀行として積極的な対応が求められております。このような環境の中、PT Bank JTrust Indonesia Tbk.（以下、「Ｊトラスト銀行イン

ドネシア」という。）では銀行業務の経営基本に立ち返り、収益基盤の強化に向けて流動性の確保、コスト削減、コンプライアンス、リスク管理の強化等を目指してまいります。

経営戦略としては、当連結会計年度に、買収前からの負の遺産（レガシー）を含め不良債権を一括して処理するため多額の引当金を積み増しいたしました。今後、新規貸付はPT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE（以下、「ＪＴＯ」という。）とのジョイントファイナンスを中心に伸ばしていく予定であります。不良債権の発生を抑え、調達コストを減らすために、貸出プロセスや審査プロセスを迅速化し、商品性の多様化、ジャパンブランド力の訴求や関連マーケットの開拓を行うとともに、不良債権化の予兆を早期に発見できる体制、不良債権の早期処分案の検討を図ってまいります。流動性管理については、貸付残高が継続して減少しているため、余剰資金はインターバンク借入の返済に充てているものの、格付Ａの社債での運用などにより流動性指標は良好に推移しており、引き続きＣＡＳＡ（流動比率）の上昇に努めてまいります。またコスト削減では、一般管理費の削減プロジェクトを立ち上げたほか、人員の削減、不採算支店の閉鎖、広告宣伝費の削減を図り収支の均衡を目指してまいります。また銀行指標についても当連結会計年度中に行った不良債権の一括処理により、自己資本比率、不良債権比率について合格ラインを維持できる見込みであります。人事面では評価主義の徹底、適正配置等、営業社員の能力向上に向けた戦略や、コンプライアンス体制の強化等行うとともに、役員人事の入れ替えを行い新体制で業務に当たっております。同時に、Fintech業者との協業や提携、インドネシアに進出した又は進出を予定している日系中堅・中小企業を対象とするマーケットとの取引推進、2019年１月に発表した株式会社広島銀行、株式会社さわやか倶楽部、Ｊトラスト銀行インドネシアの３社共同による新しい個人ローン商品の開発など、貸出資産の拡大も図ってまいります。

当連結会計年度にＪトラスト銀行インドネシアの不良債権の一括処理によってPT JTRUST INVESTMENTS INDONESIAにＮＰＬ債権（不良債権）が移転しております。買取債権の将来キャッシュ・フロー予測は過去の回収実績から算定しているため、将来キャッシュ・フロー予測以上の回収をすることによって収益の積み上げに貢献するものと考えています。

またＪＴＯの株式取得により、韓国に続いてインドネシアでも、銀行、債権回収会社、ファイナンスカンパニーの三位一体の事業セグメントが構築され、幅広いエリアにおける多様なニーズに応えられる体制が整ったことから、今後も、効果的なマーケティング戦略を展開し、グループのネットワークを活かした付加価値の高い金融サービスを提供することにより、事業基盤の強化を図ってまいります。

（総合エンターテインメント事業）

当連結会計年度において、株式会社ＫｅｙＨｏｌｄｅｒ（以下、「キーホルダー」、グループ全体を称して「キーホルダーグループ」という。）は、ライブ・エンターテインメント業務を営む株式会社ＫｅｙＳｔｕｄｉｏ、テレビ番組制作業務を営む株式会社ＫｅｙＰｒｏｄｕｃｔｉｏｎを設立いたしました。さらに同じく新設の株式会社ＳＫＥがアイドルグループ「ＳＫＥ４８」の事業を承継し事業を開始したほか、広告企画開発事業、タレント・キャスティング

事業、デジタルコンテンツ事業を営む株式会社allfuz（以下、「オルファス」という。）の取得の決議や、テレビ番組制作業務を営むフーリンラージ株式会社の株式取得のための株式譲渡契約締結を行いました。今後は、オルファスの強みである広告代理店、キャスティング支援、アプリ開発などの業務をグループ各社へ展開することによるシナジー効果や、リソースの集約、及びグループ各社の得意分野を生かした積極的な営業戦略により収益体制を構築するとともに、新たなＩＰコンテンツなどを創出していくことで、引き続き、収益拡大及び企業価値の向上に努めてまいります。

④　ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組み強化

「地域環境」につきましては、事業活動や社会貢献活動を通じて、地球環境保全のための様々な取り組みを進めております。

「社会福祉」につきましては、ノーマライゼーションの実現に向けた支援や、シングルマザー、孤児、ホームレス、独居老人など社会的弱者に対する支援活動を継続的に実施しております。

「地域社会」につきましては、地域社会との文化交流やスポーツの支援などを通して、地域の活性化、青少年の育成に貢献しております。

「ガバナンス」につきましては、コーポレートガバナンス・コンプライアンス体制を推進し、マネジメント体制、法令遵守への取り組みを強化してまいります。

　当社グループは、企業理念の実践とコーポレート・ガバナンスの追求により、全てのステークホルダーと誠実に向き合い、バランスのとれた事業活動を行うことで、社会との共生から信頼される企業を目指します。

⑹　重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社日本保証	95百万円	100%	信用保証業、金融業
パルティール債権回収株式会社	500百万円	(100%)	債権回収業
Ｊトラストカード株式会社	90百万円	99.90%	クレジットカード業、信販業
株式会社ＫｅｙＨｏｌｄｅｒ	4,405百万円	42.91%	ホールディング業、不動産業
キーノート株式会社	30百万円	(42.91%)	不動産業
株式会社ＫｅｙＳｔｕｄｉｏ	100百万円	(42.91%)	ライブ・エンターテインメント業
株式会社ＫｅｙＰｒｏｄｕｃｔｉｏｎ	100百万円	(42.91%)	テレビ番組制作業
株式会社ＦＡ　Ｐｒｏｊｅｃｔ	9百万円	(42.91%)	エンターテインメントコンテンツの企画・開発・制作業
株式会社ＳＫＥ	100百万円	(42.91%)	芸能プロダクション運営業
Ｊトラストシステム株式会社	80百万円	100%	コンピュータの運用及びシステム開発
ＪＴ親愛貯蓄銀行株式会社	71,700百万ウォン	(99.90%)	貯蓄銀行業
ＪＴ貯蓄銀行株式会社	99,984百万ウォン	100%	貯蓄銀行業
ＴＡ資産管理貸付株式会社	8,750百万ウォン	100%	債権回収業
ＪＴキャピタル株式会社	108,000百万ウォン	100%	リース業、割賦業
Ｊ Trust Credit NBFI	2,500百万トゥグルグ	(100%)	金融業
PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	12,223,148百万ルピア	96.19% (1.00%)	銀行業
PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA	61,213百万ルピア	14.79% (84.36%)	債権回収業
PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE	207,338百万ルピア	(60.00%)	マルチファイナンス業
JTRUST ASIA PTE.LTD.	410百万シンガポールドル	90.38% (9.62%)	投資業

（注）１．（　）書きの数値は、間接所有を示しております。
２．上記重要な子会社を含めて、連結子会社は30社であります。
３．特定完全子会社に該当する子会社はありません。
４．2018年10月１日付けにて、当社の連結子会社であるＮＬバリューキャピタル株式会社がハイライツ・エンタテインメント株式会社の全株式を譲渡したため、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。
５．2018年10月４日付けにて、当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.がPT OLYMPINDO MULTI FINANCEの株式を60％取得し連結子会社とするとともに、商号をPT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCEに変更しております。

⑺　主要な事業内容（2019年３月31日現在）

事業部門	主な事業内容
日本金融事業	信用保証業
	債権回収業
	クレジット・信販業
	その他の金融業
韓国及びモンゴル金融事業	貯蓄銀行業
	債権回収業
	キャピタル業
	金融業
東南アジア金融事業	銀行業
	債権回収業
	マルチファイナンス業
総合エンターテインメント事業	ライブ・エンターテインメント業
	テレビ番組制作業
	エンターテインメントコンテンツの企画・開発・制作業
	芸能プロダクション運営業
不動産事業	戸建分譲を中心とした不動産売買、中古住宅再生及び不動産仲介業
	流動化不動産及び都心部を中心とした収益物件の仕入れや販売業
投資事業	国内外への投資事業
その他の事業	遊技場やカラオケ店、飲食店等を中心とした各種商業施設の設計・施工業務等の商業施設建築事業
	コンピュータの運用及び管理業務、ソフトウェア受託開発及び運用指導業務等のシステム事業

⑻　主要な営業所（2019年３月31日現在）

（当社）

本店	東京都港区虎ノ門一丁目７番12号
大阪支店	大阪市淀川区西中島四丁目１番１号

（主要な子会社）

株式会社日本保証	東京都港区
パルティール債権回収株式会社	東京都港区
Ｊトラストカード株式会社	宮崎県宮崎市
株式会社ＫｅｙＨｏｌｄｅｒ	東京都港区
キーノート株式会社	東京都港区
株式会社ＫｅｙＳｔｕｄｉｏ	東京都港区
株式会社ＫｅｙＰｒｏｄｕｃｔｉｏｎ	東京都港区
株式会社FA Project	東京都港区
株式会社ＳＫＥ	東京都港区
Ｊトラストシステム株式会社	東京都港区
ＪＴ親愛貯蓄銀行株式会社	大韓民国ソウル特別市
ＪＴ貯蓄銀行株式会社	大韓民国京畿道城南市
ＴＡ資産管理貸付株式会社	大韓民国ソウル特別市
ＪＴキャピタル株式会社	大韓民国ソウル特別市
J Trust Credit NBFI	モンゴル国ウランバートル市
PT Bank JTrust Indonesia Tbk.	インドネシア共和国ジャカルタ
PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE	インドネシア共和国ジャカルタ
JTRUST ASIA PTE.LTD.	シンガポール共和国

⑼　従業員の状況（2019年３月31日現在）

区分	従業員数	
日本金融事業	229名	（17名）
韓国及びモンゴル金融事業	986名	（61名）
東南アジア金融事業	1,868名	（20名）
総合エンターテインメント事業	62名	（5名）
不動産事業	54名	（3名）
投資事業	5名	（－）
その他の事業	57名	（3名）
全社（共通）	63名	（3名）
計	3,324名	（112名）

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。
２．連結子会社数が増加したこと等により、従業員数が815名増加しております。
３．全社（共通）に記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

⑽　主要な借入先（2019年３月31日現在）

借入先	借入金残高
大阪厚生信用金庫	7,719百万円
株式会社西京銀行	4,000百万円
近畿産業信用組合	1,834百万円
さわやか信用金庫	1,663百万円
成協信用組合	1,271百万円

⑾　その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

①　当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Ｊトラストアジア」という。）は、以下の訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されております。
なお、Ｊトラストアジアのほか、当社及び以下の者が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しておりますが、Ｊトラストアジア以外の被告として表示されている当社、当社グループ関係法人及び個人被告につきましては、各被告の所在国の法令に基づく適法な送達はなされておらず、モーリシャス裁判所において下される判決がそれらの法人及び個人に対して効力を有することはないとの見解を有しております。

「Ｊトラスト銀行インドネシア」	PT Bank JTrust Indonesia Tbk.
「ＪＴＩＩ」	PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA
「個人被告」	当社及び当社子会社（Ｊトラストアジア、Ｊトラスト銀行インドネシア、ＪＴＩＩ）の役員数名
「ＬＰＳ」	インドネシア預金保険機構及び同機構の役員（元役員を含む）数名
「Saab関係者」	英領バミューダ諸島の法人とされるSaab Financial（Bermuda）Ltd.（清算中）、レバノン法人とされるFederal Bank of Lebanon Sal及び同社らの所有者及び役員であるとされる個人数名
「FBME関係者」	英領ケイマン諸島の法人とされるFBME Ltd.及び同社の子会社とされるFBME Card Services Ltd.

１）当該訴訟の提起があった年月日
2017年９月22日（モーリシャス最高裁判所（商務部））

２）当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名
（ア）名称：（ｉ）First Global Funds Limited PCC
（ii）Weston International Asset Recovery Company Limited
（iii）Weston Capital Advisors, Inc.
（iv）Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.
（ｖ）Weston International Capital Limited

（イ）住所：（ｉ）（ii）（iv）（ｖ）モーリシャス共和国エベネ
（iii）訴状によればモーリシャス共和国エベネとされているものの、当社弁護士によれば、モーリシャス共和国における登録は確認できず、アメリカ合衆国デラウェア州における登録のみ確認できたとのことです。

（ウ）代表者の氏名：不明

３）当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額
（ア）訴訟の内容
現地弁護士より、原告らによる請求の内容は甚だ不明確であるものの、概ね、次頁のような請求であるとの説明を受けております。

請求１	Ｊトラストアジア、ＪＴＩＩ、個人被告及びＬＰＳが共謀して原告らに対する2015年モーリシャス判決（注）に基づく債務の支払いを怠らせたとして、これらの者に対して、連帯して2015年モーリシャス判決及び同判決に関して従前モーリシャス裁判所により発せられた資産凍結命令に服することを命じることの請求。
請求２	Saab関係者の債権者であった原告らに詐欺を行う意図のもと、全ての被告が共謀してマネーロンダリング等を行ったことにより原告らに損害が生じたとして、全ての被告に対する損害賠償の請求。
請求３	ＬＰＳが原告らに詐欺を行い、原告らによるＪトラスト銀行インドネシアの取得を妨げようとしたとして、当社、Ｊトラストアジア、Ｊトラスト銀行インドネシア、ＪＴＩＩ、個人被告及びＬＰＳに対する損害賠償の請求。
請求４	原告らが2015年モーリシャス判決に基づいて支払いを求めようとして行った費用支出及び投資機会の喪失などにより多大な損失を被ったとして、当社、Ｊトラスト銀行インドネシア、ＪＴＩＩ、個人被告及びＬＰＳに対する損害補償の請求。
請求５	Ｊトラスト銀行インドネシアと、Saab関係者及びFBME関係者との間で行われた仲裁は詐欺的なものであり、その後のＪトラスト銀行インドネシアからSaab関係者及びFBME関係者らへの和解金の支払いが違法であったとして、全ての被告に対する、当該和解による詐欺に基づく損害賠償の請求。
請求６	全ての被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することの請求。

（注）モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びＪトラスト銀行インドネシアに対し、総額110,000千米ドル（約119億円）の支払いを命じる判決を下したとされております。

（イ）請求金額

請求１	請求２	請求３	請求４	請求５
128,608千米ドル（約139億円）	128,000千米ドル（約139億円）	94,027千米ドル（約102億円）	50,000千米ドル（約54億円）	8,000千米ドル（約８億円）

請求６

当社、Ｊトラストアジア、Ｊトラスト銀行インドネシア、ＪＴＩＩ、個人被告、ＬＰＳに対して、400,000千米ドル（約435億円）の範囲。FBME関係者、Saab関係者に対して、150,000千米ドル（約163億円）の範囲。

※日本円の換算は、2018年１月31日のレートに基づきます（１米ドル＝108.79円）。

※訴状の記載は不明確ですが、訴状には、上記各請求につき、上記各金額以外に利息、費用又は金額不特定の補償請求を行うという趣旨の記載もあります。

② 当社の連結子会社であるJTRUST ASIA PTE.LTD.（以下、「Ｊトラストアジア」という。）は、以下の訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起されております。
なお、当社は、Ｊトラストアジアのほか、当社グループの役員数名及び当該役員個人の関連法人１社（総称して、以下、「個人被告」という。）が本件訴訟において被告として表示されていることも確認しております。

１）当該訴訟の提起があった年月日
2018年３月28日（モーリシャス最高裁判所（商務部））

2）当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

（ア）名称：（ⅰ）First Global Funds Limited PCC
（ⅱ）Weston International Asset Recovery Company Limited
（ⅲ）Weston Capital Advisors, Inc.
（ⅳ）Weston International Asset Recovery Corporation, Inc.
（ⅴ）Weston International Capital Limited

（イ）住所：（ⅰ）（ⅱ）（ⅳ）（ⅴ）モーリシャス共和国エベネ
（ⅲ）アメリカ合衆国ニューヨーク州

（ウ）代表者の氏名： 不明

3）当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

（ア）訴訟の内容

訴状記載の主張は不明確かつ裏付けのないものでありますが、現地弁護士より、請求内容の概要としては、Ｊトラストアジア及び個人被告が、2015年モーリシャス判決（注）、その後の全世界における資産凍結命令及びモーリシャス裁判所がその後に発した法廷侮辱命令を十分に認識していながら、当社及びPT Bank JTrust Indonesia Tbk.と共謀して、これらの決定に違反したことを理由とする、Ｊトラストアジア及び個人被告に対する損害賠償の請求であるとの説明を受けております。また、Ｊトラストアジア及び個人被告に対して、全世界における資産凍結命令を発令することも請求されているとのことです。

（注）モーリシャス共和国の裁判所において、当社及びPT Bank JTrust Indonesia Tbk.に対し、総額110,000千米ドル（約116億円）の支払いを命じる判決を下したとされております。

（イ）請求金額

損害賠償請求額として280,000千米ドル（約297億円）、資産凍結命令の範囲として300,000千米ドル（約318億円）。

※日本円の換算は、2018年３月31日のレートに基づきます（１米ドル＝106.24円）。
※訴状には、上記金額以外に、利息及び費用の請求を行うという趣旨の記載もあります。

⑿　資本政策の基本的な方針

当社グループは、株主価値の最大化に向け、バランスの取れた資本配分の実施を行ってまいります。具体的には、事業環境の見通し、業績の見込み、財務状況等を踏まえ、①Ｍ＆Ａ等の成長に向けた投資、②自己株式の取得、及び③配当金の支払いへの適切な資本配分を行っていく方針です。

このうち、①Ｍ＆Ａ等の成長に向けた投資についてはＩＲＲ（内部収益率）15％以上を目標値とし、②自己株式の取得については、当社株価が割安で投資対象として魅力的であると判断した場合には機動的、積極的に実施してまいります。

また、③配当金の支払いについては、前述の方針のもとで余剰資金の積極的な還元に努めてまいります。

なお、今後、安定的に利益が確保できることになった場合には、配当性向等の具体的な数値目標を設定することを想定しております。

2．会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　240,000,000株

⑵　発行済株式の総数　115,469,910株

⑶　株主数　16,927名

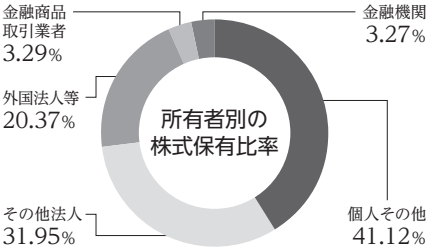

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ＮＬＨＤ株式会社	26,697,872株	25.22%
藤澤信義	14,907,272株	14.08%
ＴＡＩＹＯ ＨＡＮＥＩ ＦＵＮＤ，Ｌ．Ｐ．	5,100,500株	4.82%
ＳＴＡＴＥ ＳＴＲＥＥＴ ＢＡＮＫ ＡＮＤ ＴＲＵＳＴ ＣＯＭＰＡＮＹ ５０５０１９	4,153,600株	3.92%
ＴＡＩＹＯ ＦＵＮＤ，Ｌ．Ｐ．	3,806,200株	3.60%
西京リース株式会社	2,890,000株	2.73%
ジャパンポケット株式会社	1,780,000株	1.68%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,620,967株	1.53%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,458,500株	1.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,203,900株	1.14%

（注）１．持株比率は、自己株式数（9,598,538株）を控除して算出しております。
２．ＮＬＨＤ株式会社は、当社の代表取締役社長である藤澤信義氏が100％出資しております。
また、ジャパンポケット株式会社は同氏が議決権の100％を実質的に所有しております。
３．2018年10月11日付けでタイヨウ・ファンド・マネッジメント・カンパニー・エルエルシー及びその共同保有者より当社株式に係る大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書（変更報告書）において、2018年10月３日現在で同社及びその共同保有者が16,765,400株（保有割合14.88％）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

⑸　その他株式に関する重要な事項

新株予約権（ストックオプション）の行使により発行済株式の総数が2,873,200株増加いたしました。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度末日における新株予約権等の状況

	Ｊトラスト株式会社 第５回新株予約権 （ストックオプション） 2013年８月31日発行	Ｊトラスト株式会社 第N-７回新株予約権 （ストックオプション） 2012年４月30日発行	Ｊトラスト株式会社 第N-８回新株予約権 （ストックオプション） 2012年４月30日発行	Ｊトラスト株式会社 第N-９回新株予約権 （ストックオプション） 2012年４月30日発行	Ｊトラスト株式会社 第N-10回新株予約権 （ストックオプション） 2012年４月30日発行
新株予約権の数	1,450個	20個	380個	750個	550個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 145,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　80株 （新株予約権１個につき４株）	普通株式 1,520株 （新株予約権１個につき４株）	普通株式 3,000株 （新株予約権１個につき４株）	普通株式 2,200株 （新株予約権１個につき４株）
発行価額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使価額	１個あたり200,700円	１個あたり1,392円	１個あたり1,552円	１個あたり3,016円	１個あたり1,092円
新株予約権を行使することができる期間	2015年９月１日から 2020年８月31日まで	2012年４月30日から 2019年４月28日まで	2012年４月30日から 2019年12月15日まで	2012年12月15日から 2020年12月14日まで	2013年12月14日から 2021年12月13日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）１、２	（注）１、２	（注）１、２	（注）１、２	（注）１、２

（注）１．譲渡による新株予約権（ストックオプション）の取得については、当社取締役会の決議によります。
２．新株予約権者が新株予約権（ストックオプション）を放棄した場合には、当該新株予約権（ストックオプション）を行使することができません。
３．2012年４月30日を効力発生日として、株式会社ネクストジャパンホールディングスとの株式交換を実施したことにより、過去に同社が発行した新株予約権（ストックオプション）をＪトラスト株式会社第N-７回・N-８回・N-９回・N-10回新株予約権（ストックオプション）として引き継いでおります。
４．2012年６月１日を効力発生日として、株主の所有普通株式数１株につき２株の割合をもって分割したことに伴い、効力発生日以前に発行した新株予約権（ストックオプション）の行使価額を調整しております。
５．2013年７月５日から同年７月30日までを権利行使期間とするライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）による新株予約権の権利行使により新株式を発行したことに伴い、2013年８月12日を適用日とし、適用日以前に発行した新株予約権（ストックオプション）の行使価額を調整しております。

⑵　当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名　　称	個　数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	Ｊトラスト株式会社第５回新株予約権 （ストックオプション）	820個	３名

⑶　当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1)　当事業年度末日における取締役及び監査役

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
藤　澤　信　義	代表取締役社長	最高執行役員 株式会社ＫｅｙＨｏｌｄｅｒ取締役 JTRUST ASIA PTE.LTD.代表取締役社長 ＪＴキャピタル株式会社理事会長
千　葉　信　育	代表取締役専務	執行役員 ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ金融事業担当兼東南ｱｼﾞｱﾉﾝﾊﾞﾝｸ事業担当 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.理事 PT JTRUST INVESTMENTS INDONESIA代表理事 PT JTRUST OLYMPINDO MULTI FINANCE代表理事
足　立　　伸	専務取締役	執行役員 グローバルバンキング推進担当兼海外法務担当 JTRUST ASIA PTE.LTD.取締役 PT Bank JTrust Indonesia Tbk.代表理事
明　珍　　徹	常務取締役	執行役員 ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ業務担当兼ｸﾞﾙｰﾌﾟ統括担当兼ｼｽﾃﾑ担当兼企画部門担当 株式会社ＫｅｙＨｏｌｄｅｒ代表取締役社長 Jトラストシステム株式会社代表取締役社長
常　陸　泰　司	取締役	執行役員 経理部長
黒　川　　真	取締役	執行役員 経営企画部部長特命担当
西　川　幸　宏	取締役	執行役員 経営企画部長兼法務部門担当 J Trust Credit NBFI取締役
飯　森　義　英	取締役	執行役員 総務部長 Ｊトラストカード株式会社代表取締役社長 キーノート株式会社代表取締役社長 株式会社日本保証取締役
熱　田　龍　一	取締役	執行役員 財務部長
山　中　威　人	取締役	執行役員 経営企画部部長広報・IR部門担当
五十嵐　紀　男	取締役（社外）	山田・尾﨑法律事務所客員弁護士
水　田　龍　二	取締役（社外）	株式会社オオバ顧問
金　子　正　憲	取締役（社外）	株式会社西京銀行参与 西京リース株式会社監査役 株式会社ほけんeye西京監査役
石　坂　匡　身	取締役（社外）	一般財団法人大蔵財務協会顧問

氏　　名	地　　位	重　要　な　兼　職　の　状　況
山　根　秀　樹	常勤監査役(社外)	パルティール債権回収株式会社監査役
井　口　文　雄	常　勤　監　査　役	Ｊトラストカード株式会社監査役
井　上　允　人	監　　査　　役	井上事務所代表
小　島　高　明	監査役(社外)	リベラ株式会社顧問 シンガポール国立大学兼任教授

(注) 1．当社は、取締役五十嵐紀男、水田龍二、金子正憲、石坂匡身の４氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2．監査役山根秀樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役の地位及び担当等の異動

氏　　名	変　　更　　後	変　　更　　前	異動年月日
千　葉　信　育	代表取締役専務 執行役員 韓国金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当	代表取締役専務 執行役員 韓国金融事業担当兼広報・IR部門担当	2018年６月27日
	代表取締役専務 執行役員 インドネシア金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当	代表取締役専務 執行役員 韓国金融事業担当兼東南アジアノンバンク事業担当	2019年３月29日
山　中　威　人	取締役 執行役員 経営企画部部長広報・IR部門担当 (新任)	―	2018年６月27日
石　坂　匡　身	社外取締役(新任)	―	2018年６月27日
淺　野　樹　美	辞任	常務取締役 執行役員 東南アジア事業担当兼企画部門担当	2018年９月20日
飯　森　義　英	取締役 執行役員 総務部長	取締役 執行役員 人事総務部長	2018年12月13日

(3) 2019年４月１日以降の取締役及び監査役の地位及び担当等の異動

該当事項はありません。

⑷　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金
取締役	15名	274百万円	274百万円	－	－	－
（うち社外取締役）	（４名）	（28百万円）	（28百万円）	（－）	（－）	（－）
監査役	４名	40百万円	40百万円	－	－	－
（うち社外監査役）	（２名）	（20百万円）	（20百万円）	（－）	（－）	（－）
合計 （うち社外役員）	19名 （６名）	315百万円 （48百万円）	315百万円 （48百万円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．上記には当社の子会社等から支給された役員報酬等はありません。
３．取締役15名には、2018年９月20日付けで辞任した取締役１名が含まれております。
４．業績の低迷を受け、経営責任を明確にするため、次のとおり報酬の減額を実施しております。
①代表取締役社長　　月額報酬の支給の取止め（2019年２月から2019年６月まで）
②その他の取締役執行役員　月額報酬の20％を減額　（2019年２月から2019年４月まで）

⑸　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	五十嵐　紀　男	山田・尾﨑法律事務所客員弁護士
取締役	水　田　龍　二	株式会社オオバ顧問
取締役	金　子　正　憲	株式会社西京銀行参与 西京リース株式会社監査役 株式会社ほけんeye西京監査役
取締役	石　坂　匡　身	一般財団法人大蔵財務協会顧問
監査役	山　根　秀　樹	パルティール債権回収株式会社監査役
監査役	小　島　高　明	リベラ株式会社顧問 シンガポール国立大学兼任教授

（注）１．パルティール債権回収株式会社は、当社の子会社であります。
２．株式会社西京銀行と当社の間には、資金の借入れ及び融資保証業務等の取引関係があります。
３．西京リース株式会社は、同社が当社の普通株式2,890千株を所有する資本関係の取引関係があります。
４．上記１、２及び３を除いた他の法人等の重要な兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	五十嵐 紀男	取締役会開催回数21回の内出席回数18回(出席率85.7%) 弁護士としての専門的見地から有用な助言・提言をいただいております。
取締役	水田 龍二	取締役会開催回数21回の内出席回数20回(出席率95.2%) 警察庁出身者としての専門的見地から有用な助言・提言をいただいております。
取締役	金子 正憲	取締役会開催回数21回の内出席回数20回(出席率95.2%) 金融機関の豊富な役員経験から有用な助言・提言をいただいております。
取締役	石坂 匡身	取締役会開催回数15回の内出席回数15回(出席率100%) 財務省出身者としての専門的見地と上場会社の豊富な役員経験から有用な助言・提言をいただいております。
監査役	山根 秀樹	取締役会開催回数21回の内出席回数20回(出席率95.2%) 監査役会開催回数14回の内出席回数14回(出席率100%) 金融機関の豊富な役員経験から有用な助言・提言をいただいております。
監査役	小島 高明	取締役会開催回数21回の内出席回数20回(出席率95.2%) 監査役会開催回数14回の内出席回数13回(出席率92.9%) 外務省出身者としての専門的見地と特命全権大使等の要職を歴任された経験から有用な助言・提言をいただいております。

(注) 1．取締役石坂匡身氏につきましては、2018年６月27日就任以降の状況を記載しております。

2．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条第３項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

また、取締役会に先立ち、事前に議案内容、その他重要事項について協議を行っております。

協議の結果、議案内容等に疑義が生じた場合は取締役会において、経営陣に対し提言を行う体制を整備しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外取締役及び社外監査役小島高明氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額はいずれも法令が定める最低責任限度額であります。

⑹ 取締役会の実効性評価の結果と概要

当社は、取締役会のさらなる実効性向上を図るため、社外取締役を含む全取締役を対象に、取締役の自己評価を踏まえ取締役会の実効性に関する評価を無記名アンケート形式にて実施しております。その結果、取締役会の役割を適切に果たし、有効に機能しているものと判断いたしました。なお、当社グループにおいては多様な業種の会社があるため、社外役員の理解がより得やすい運営をするように配慮してまいります。また、毎期末に、代表取締役社長が従業員による各取締役に対する評価を役員通信簿として実施し、広く意見を吸い上げ、取締役会全体の実効性について判断しております。評価結果を踏まえ、課題と認識した事項については、重点的に改善に向けた取り組みを進め、取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

5．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（注）従来からの会計監査人である優成監査法人は、2018年７月２日に太陽有限責任監査法人と合併し、太陽有限責任監査法人と名称を変更しております。

⑵　会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	220百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	268百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

⑶　非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の最重要課題と位置付けた上で、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決定を会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により行う旨を定款で定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、当連結会計年度において大幅な業績不振となったこと等から、前事業年度に比べ５円減配の１株につき１円とし2019年６月27日を支払開始日といたします。これにより既に実施済の中間配当と合わせまして、年間配当は１株につき７円とさせていただきます。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
資産	
現金及び現金同等物	87,150
営業債権及びその他の債権	106,735
銀行業における有価証券	46,599
銀行業における貸出金	326,234
営業投資有価証券	2,855
有価証券	1,179
その他の金融資産	33,416
持分法で会計処理している投資	126
棚卸資産	6,742
売却目的で保有する資産	2,310
有形固定資産	5,119
投資不動産	916
のれん	33,508
無形資産	3,790
繰延税金資産	2,373
その他の資産	9,317
資産合計	**668,377**

負債の部	
科目	金額
負債	
営業債務及びその他の債務	14,613
銀行業における預金	437,010
社債及び借入金	86,002
その他の金融負債	13,383
未払法人所得税等	1,215
引当金	1,114
繰延税金負債	1,076
その他の負債	3,233
負債合計	**557,650**
資本の部	
資本金	54,760
資本剰余金	53,844
自己株式	△7,685
利益剰余金	6,424
その他の資本の構成要素	△3,170
親会社の所有者に帰属する持分合計	104,173
非支配持分	6,554
資本合計	**110,727**
負債及び資本合計	**668,377**

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
継続事業	
営業収益	74,935
営業費用	78,253
販売費及び一般管理費	28,488
その他の収益	366
その他の費用	1,159
営業損失（△）	△32,600
金融収益	1,612
金融費用	110
持分法による投資損失（△）	△36
税引前損失（△）	△31,135
法人所得税費用	2,753
継続事業からの当期損失（△）	△33,888
非継続事業	
非継続事業からの当期損失（△）	△2,787
当期損失（△）	△36,676
当期損失（△）の帰属	
親会社の所有者	△36,107
非支配持分	△568
当期損失（△）	△36,676

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	16,624
現金及び預金	11,926
関係会社短期貸付金	1,940
その他	2,757
固定資産	111,034
有形固定資産	128
建物	27
土地	100
その他	0
無形固定資産	54
ソフトウェア	49
その他	4
投資その他の資産	110,852
投資有価証券	419
関係会社株式	95,671
関係会社出資金	11,292
関係会社長期貸付金	3,120
その他	355
貸倒引当金	△7
資産合計	127,659

負債の部	
科目	金額
流動負債	7,130
短期借入金	1,063
一年以内返済予定長期借入金	4,808
未払金	94
未払法人税等	4
その他	1,158
固定負債	11,195
社債	200
長期借入金	10,822
繰延税金負債	21
預り保証金	151
その他	0
負債合計	18,326
純資産の部	
株主資本	109,213
資本金	54,760
資本剰余金	54,098
資本準備金	54,098
利益剰余金	8,040
その他利益剰余金	8,040
繰越利益剰余金	8,040
自己株式	△7,685
評価・換算差額等	△0
その他有価証券評価差額金	△0
新株予約権	120
純資産合計	109,333
負債純資産合計	127,659

損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
受取利息	118	
受取配当金	4,747	
預金利息	9	
その他の営業収益	217	5,092
営業費用		
借入金利息	393	
その他の営業費用	0	394
営業総利益		4,697
販売費及び一般管理費		2,809
営業利益		1,888
営業外収益		
受取配当金	3	
為替差益	116	
雑収入	12	132
営業外費用		
投資事業組合運用損	53	53
経常利益		1,967
特別利益		
関係会社株式売却益	7	
新株予約権戻入益	3	10
特別損失		
固定資産廃棄損	0	
関係会社株式評価損	18,962	
関係会社整理損	2,763	
関係会社清算損	207	21,932
税引前当期純損失		19,955
法人税、住民税及び事業税	169	
法人税等調整額	4	174
当期純損失		20,129

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月28日

Ｊトラスト株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　松　　亮　一　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　上　　卓　哉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、Ｊトラスト株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、Ｊトラスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月28日

Ｊトラスト株式会社
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　松　　亮　一　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　上　　卓　哉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Ｊトラスト株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な電子稟議決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月30日

Ｊトラスト株式会社　監査役会

常勤社外監査役　山　根　秀　樹　㊞

常勤監査役　井　口　文　雄　㊞

監査役　井　上　允　人　㊞

社外監査役　小　島　高　明　㊞

以　上

［メ　モ］

［メ　モ］

［メ　モ］

株主総会会場ご案内図

会　　場　　東京都千代田区霞が関三丁目３番２号
新霞が関ビル ＬＢ階　「灘尾ホール」

＜交通＞

・地下鉄銀座線　「虎ノ門駅」11番出口より徒歩５分

・地下鉄千代田線／丸ノ内線／日比谷線　「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩８分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

＜株主懇談会開催のご案内＞

総会終了後、同会場にて株主懇談会を開催いたしますので、
引き続きご参加賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

＜本株主総会に関するお問い合わせ先＞

電話番号03-4330-9100（当社代表）

VEGETABLE OIL INK　この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。

UD FONT　ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。